

岩手県告示第366号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除に係る保安林の所在場所 下閉伊郡田野畑村羅賀13の3・和野45の35・45の36（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、45の37、45の70
  - （2） 保安林として指定された目的 魚つき
  - （3） 解除の理由 海岸保全施設用地とするため
- 2（1） 解除に係る保安林の所在場所 下閉伊郡田野畑村和野45の68
  - （2） 保安林として指定された目的 魚つき
  - （3） 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び田野畑村役場に備えておいて縦覧に供する。